

今期適用項目は有報レビューの対象に

記述情報充実等の開示府令 改正への対応上の留意点

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

清水 恭子

【この章のエッセンス】

●有価証券報告書の、第2「事業の状況」(「1経営方針・経営戦略等」、「2事業等のリスク」、「3MD&A」、「4提出会社の状況」)4コーポレートガバナンスの状況等(3)「監査の状況」等は、2020年12月決算会社については、開示府令の改正が2020年12月期から適用される。本改正により、「事業の状況」の開示は、記述情報の充実が要請され、企業は投資家の投資判断に必要と考えられる記述情報を経営者の視点から説明することが求められる。

●本改正が今期から適用される前述の項目は、金融庁および財務局

による令和2年度3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューの法令改正関係審査の対象とされている。

はじめに

「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)の改正が2019年1月31日に公布・施行された(以下、「本改正」という)。本稿では、本改正の記述情報の充実の要請が、今12月決算の有価証券報告書の開示に与える影響および留意事項について解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

本改正の概要と適用時期

本改正は、企業情報の開示の充実等に向けて金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」から2018年6月28日に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―資本市場における好循環の実現に向けて―」(以下、「DWG報告」という)の提言を踏まえたものである。

DWG報告では、「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」について適切な制度整

備を行うべきと提言され、これを踏まえて本改正が行われた。

本改正は2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されるため、12月決算であれば原則2019年12月期の有価証券報告書等から適用となる。ただし、有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」他一部の項目については、記載内容の充実を図るために十分な検討期間を確保する観点から、1年遅れた事業年度からの適用とされ、2020年12月期からの適用となる(図表1参照)。なお、本改正の主な改正内容と適用時期は、図表2を参照されたい。